



第5次長泉町 総合計画

2021 - 2030



みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち を目指して



このたび、令和3(2021)年度からの10年間を計画期間とする、第5次長泉町総合計画を策定しました。

時代は今、人口減少、超高齢化、グローバル化が急速に進む中、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、生活意識も変わってきています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大という、これまでに経験したことのない状況下、働き方改革やデジタル化の急速な進展に代表されるように、今まで当たり前であった日常が大きく様変わりし、社会経済情勢が目まぐるしく変化しています。このような著しい時代の変化を踏まえながら、本町の強みを活かしたまちづくりを進めることが、今を生きる私たちの使命であると考えます。

新たな第5次総合計画では、目指すまちの姿を「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち」とし、4つの基本目標と8つの政策を掲げ、それぞれの基本目標の柱を「優」「育」「豊」「安」のキーワードで表し、目指すまちの姿の副題を「～優しく育む 豊かで安心な ながいすみ～」としています。また、基本目標に基づく様々な取り組みをより効果的により実効性のあるものとするために推進目標を掲げています。

本町では、当面は人口の微増傾向や、良好な財政状況が見込まれておりますが、これまでのように、すべてが右肩上がり成長、発展、拡大を前提としたまちづくりではなく、日常生活の満足度を向上させることで、誰もが安心・安全や幸せ、豊かさを実感できるそんなまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただいた総合計画審議会の皆様、町民ワークショップにおいて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた町民の皆様や多くの関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、今後も本計画の実現に向け、皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

長泉町長 池田 修

01 序論 1

策定の趣旨	2
計画の構成と期間	3
人口の見通し・将来展望	4
町の財政状況	5
土地利用構想	8
本町を取り巻く時代の潮流	10

02 基本構想 13

目指すまちの姿	14
目指すまちの姿に込めた想い	15
施策大綱	17

03 基本計画 27

施策体系	28
前期基本計画の主な取り組み	32
分野別計画	34

04 総合戦略 76

総合戦略策定の趣旨と目的	77
総合戦略の目指すもの	78
基本目標と施策の展開方向	79

05 参考資料 81

施策分野別成果指標の定義等	82
計画の実現に向けた進行管理	92
長泉町の魅力と課題	93
第5次総合計画策定体制	95
第5次総合計画策定経過	96
諮問・答申	97
長泉町総合計画審議会 委員名簿	102



01

— 序 論 —

策定の趣旨
計画の構成と期間
人口の見通し・将来展望
町の財政状況
土地利用構想
本町を取り巻く時代の潮流

人口の見通し・将来展望

我が国の人口は既に減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の人口は、増加傾向にあるものの、令和7(2025)年の43,330人をピークに減少に転じていくものと予測されていますが、現状令和2(2020)年時点で、住民基本台帳上では43,457人となっており、既に想定されているピーク人口を超え、依然として増加傾向が続いています。

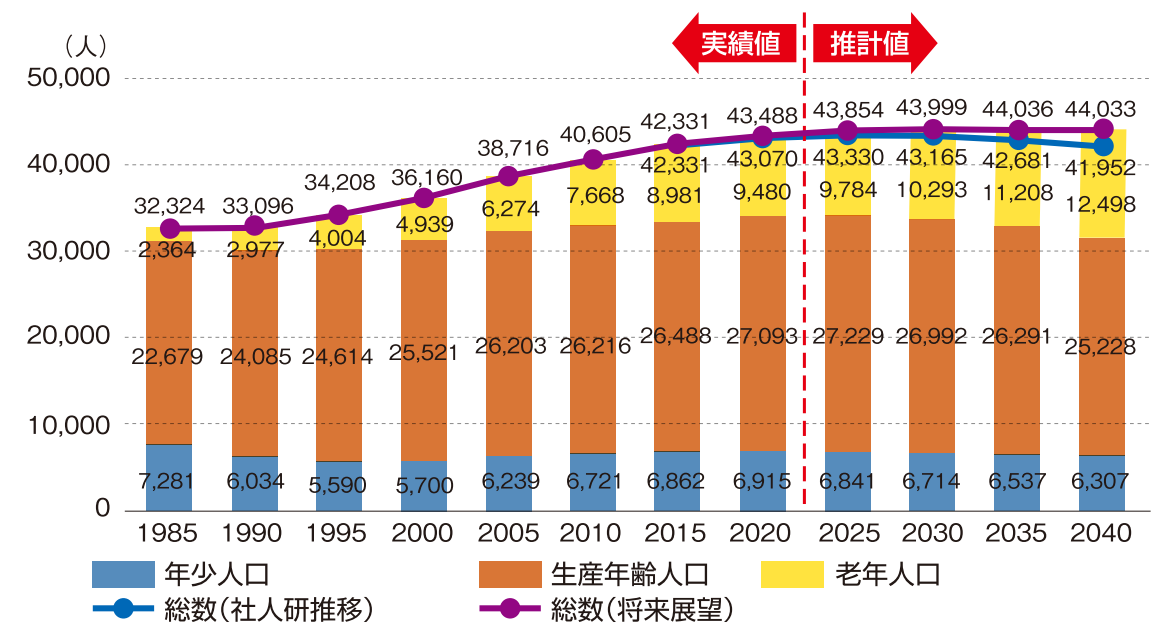
また、平成30(2018)年の人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は21.8%であり、全国平均(28.1%)よりも低い水準であるものの、少子化を背景に今後高齢化が進行していくことが見込まれており、令和12(2030)年には、高齢者数は、10,385人(2018年比991人増)、高齢化率は24.0%(2018年比約2.2ポイント増)となる見込みです。

本町が将来にわたり持続可能なまちを築くためには、人口減少に歯止めをかけるとともに、少子高齢化や人口減少に対応したまちづくりを推進することが必要です。



令和12(2030)年 人口44,000人

年齢3区分別人口の推移



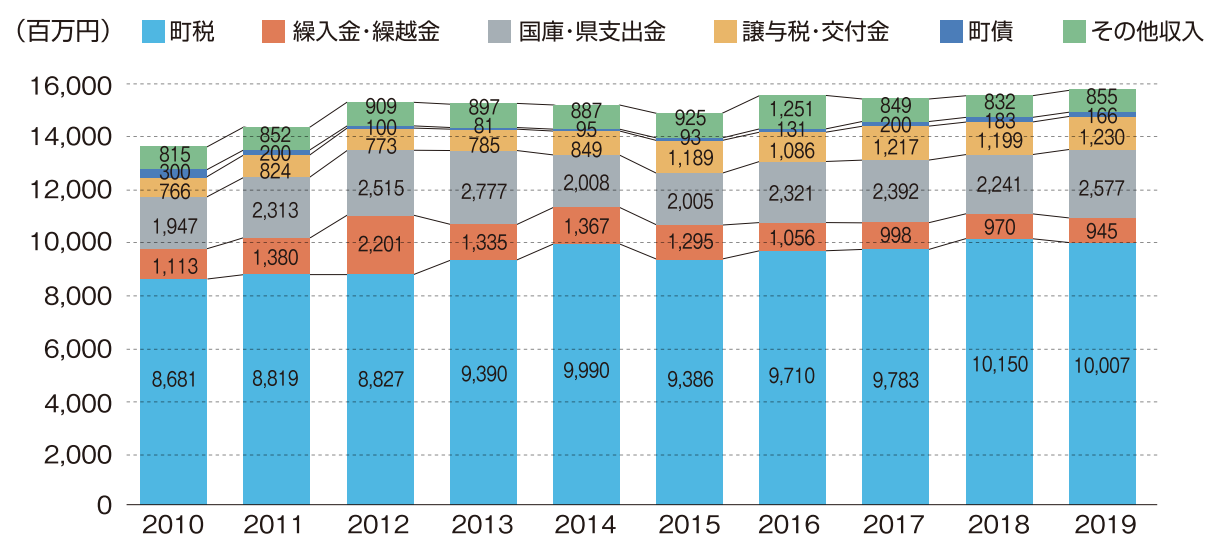
町の財政状況

(1) 一般会計歳入歳出の推移

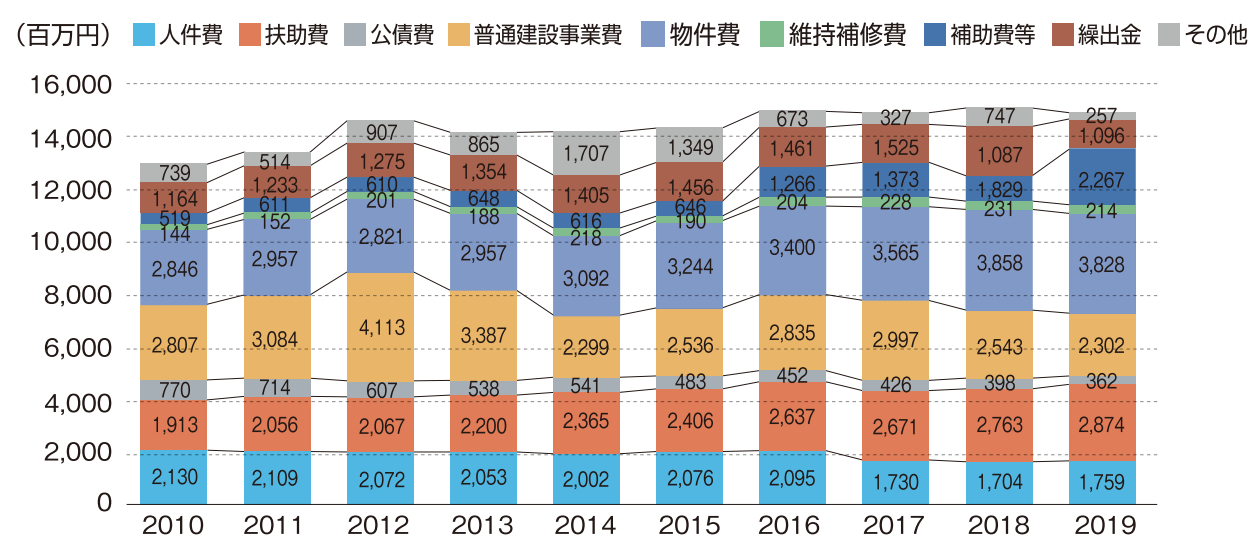
歳入については、毎年度自主財源比率が70%を超え、そのうち根幹をなす町税が決算総額の60%以上を占めるなど、普通交付税や町債などの依存財源に頼ることもなく、引き続き良好な水準にあります。令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による企業の業績悪化等により、当面の間個人・法人住民税等の税収減が予想されます。

また、歳出については、義務的経費(毎年支出が義務付けられ任意に削除できない経費)のうち、公債費については、減少傾向にありますが、他自治体と同様に扶助費(高齢者福祉や児童福祉などに係る社会福祉経費)が増加傾向にあり、さらに老朽化した公共施設等の更新費用の増加など財政状況が厳しさを増すことが懸念されています。

一般会計歳入決算状況



一般会計性質別歳出決算状況



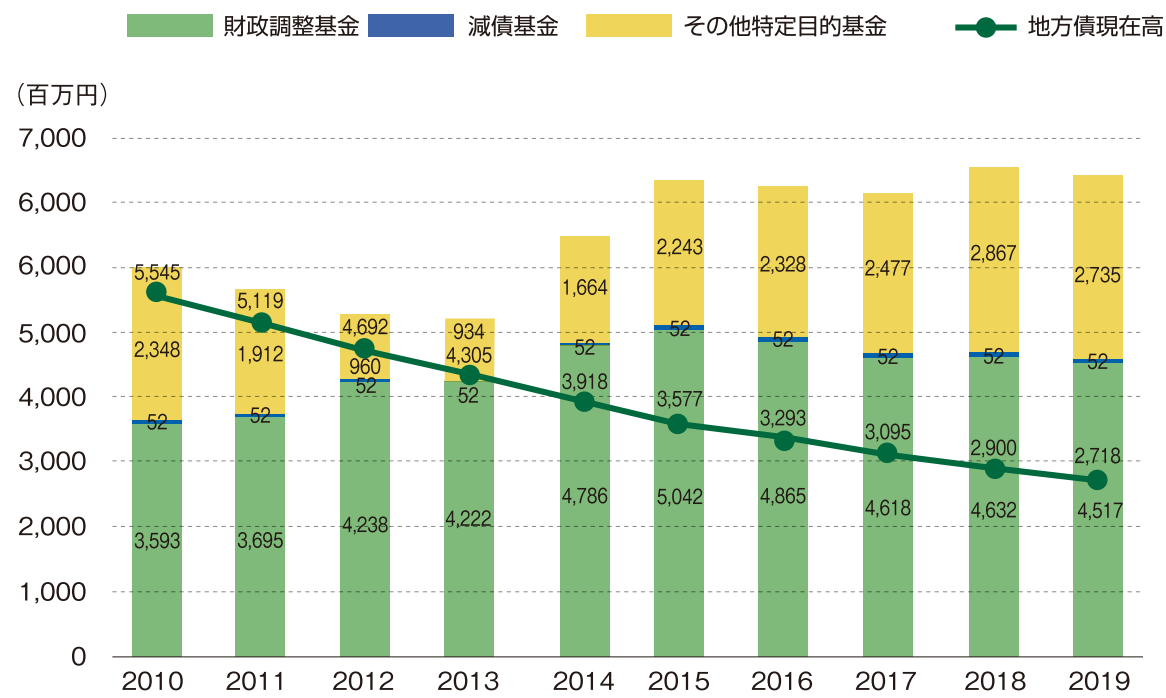
(2) 基金残高と町債残高の推移

基金とは、家計でいう貯金にあたるもので、毎年の決算における剰余金の積立や後年度に特定の目的のため必要となることを見込まれるものについて、あらかじめ積立を行います。

このうち、財政調整基金は、重点プロジェクトなどを積極的に展開し、その財源として基金を活用したことから、平成27(2015)年度以降減少傾向にあります。その他特定目的基金の伸びは、今後の公共施設の更新に備え、公共施設長寿命化基金への積立を行ったことによるものです。

また、町債とは、家計でいう借金にあたるもので、長期間使用する公共施設を整備する際など大型事業執行における世代間の費用負担の公平性を図るためにも使用します。町債残高は、近年減少が続き、平成26(2014)年度以降は、財政調整基金残高を下回るなど、他自治体では例のないような健全な財政状況が続いていますが、今後は老朽化が進む小中学校の建替え等の事業が想定されており、増加することが見込まれています。

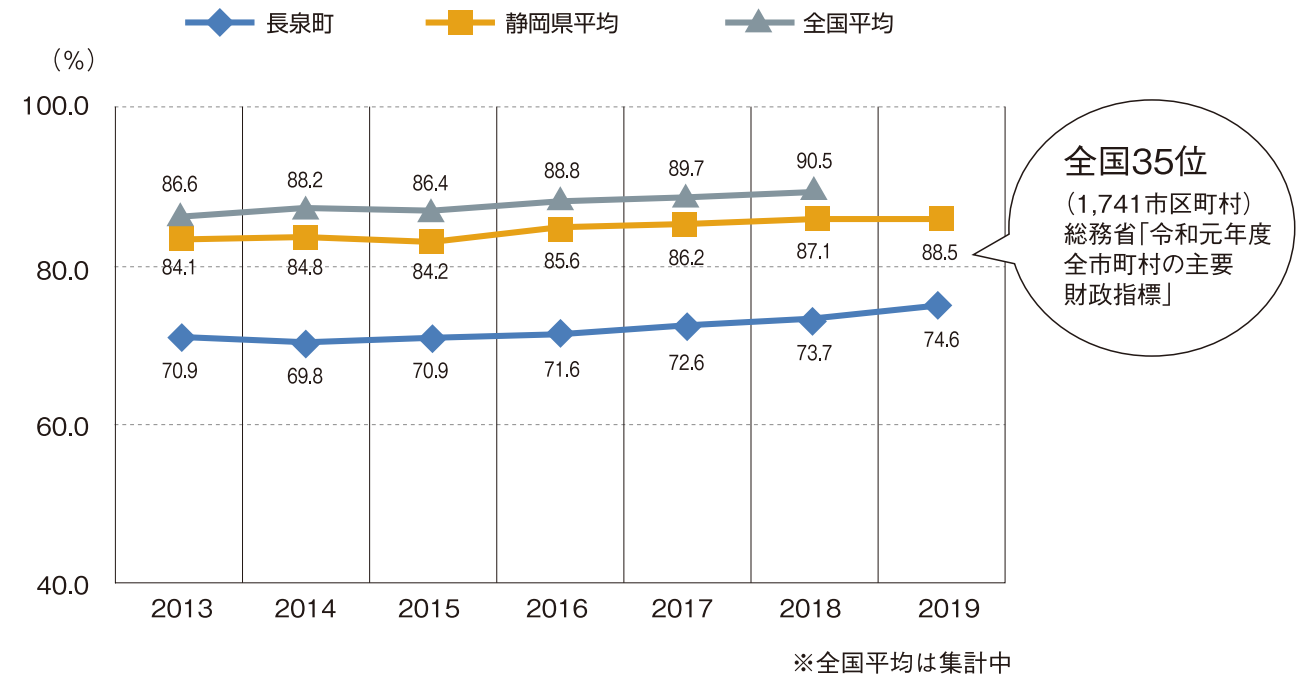
基金残高と町債残高の推移



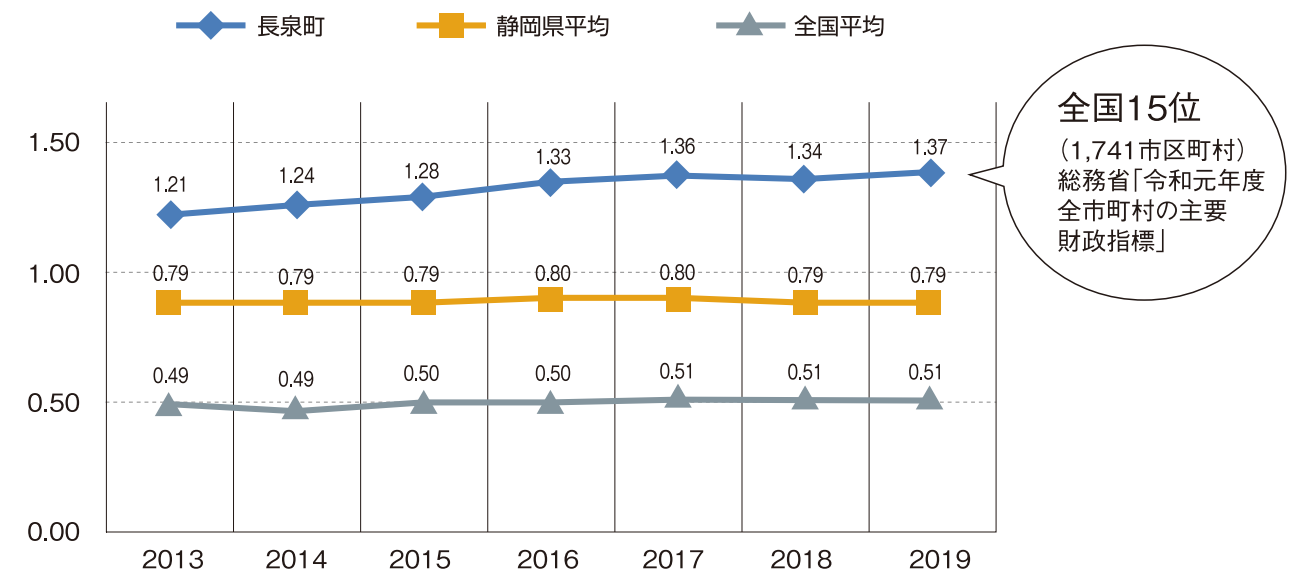
(3) 財務指標

財務構造の弾力性を判断する経常収支比率は、比率が高いほど財源に余裕がなく、財務構造の硬直化が進むことを表しますが、本町は長年にわたり70%程度の良好な水準を維持しています。また、自治体の財政力を示す財政力指数は、「1」に近い(1を超える)ほど財政に余裕があるとされている中、昭和58(1983)年以降38年連続で「1」を超え、普通交付税の不交付団体となっています。

経常収支比率



財政力指数



土地利用構想

(1) 基本的な考え方

本町は、静岡県東部、伊豆半島の付け根に位置し、総面積26.63 k m²、東西約3.5km、南北約12km、北部から南部に向かって傾斜しており、人口約43,000人のコンパクトなまちです。

町内及び町の近隣にはJR東海道新幹線三島駅や東名高速道路沼津IC、新東名高速道路長泉沼津ICが立地しており、交通アクセスの利便性の高さが、多くの人・モノを呼び込む重要な基盤となっています。

今後、確実に起こりうる少子高齢化や人口減少を抑制しつつ、限られた土地を重要な資源として、良好な自然環境や農地を保全するとともに、安全に安心して住み、働くことができる健康で快適な生活環境を実現し、地域産業の発展、振興を図ることにより、持続可能な都市構造を目指します。

自然緑地ゾーン

安らぎと潤いを与える良好な自然環境、美しい景観を保全し、公園や遊歩道等の整備・充実により、自然を気軽に親しみ、楽しむことができる憩いの場やレクリエーション活動の場として魅力を高めます。

農住共生ゾーン

農業生産の場としてだけでなく、自然環境と都市環境をつなぐ良好な緑地空間として、まとまりのある農地を保全し、自然や農地に囲まれたゆとりある集落地環境を維持します。

住居系市街地ゾーン

良好な居住環境を維持するとともに、生活道路の拡張整備、公園、緑地の確保等の生活基盤の整備・改善や土地利用制限の見直し等を進め、暮らしやすい居住環境の維持・向上を図ります。

商業系市街地ゾーン

鉄道駅周辺、国道246号及び(都)池田柵線等の幹線道路の沿道において、商業地に求められる役割などに応じて、商業・業務機能の集積や快適な商業地空間の創出を進め、魅力の向上、活性化を図ります。

工業系市街地ゾーン

産業の発展・振興を図るとともに、周辺の自然環境や居住環境に配慮した環境づくりを促進し、工業地として良好な環境の維持・充実を図ります。

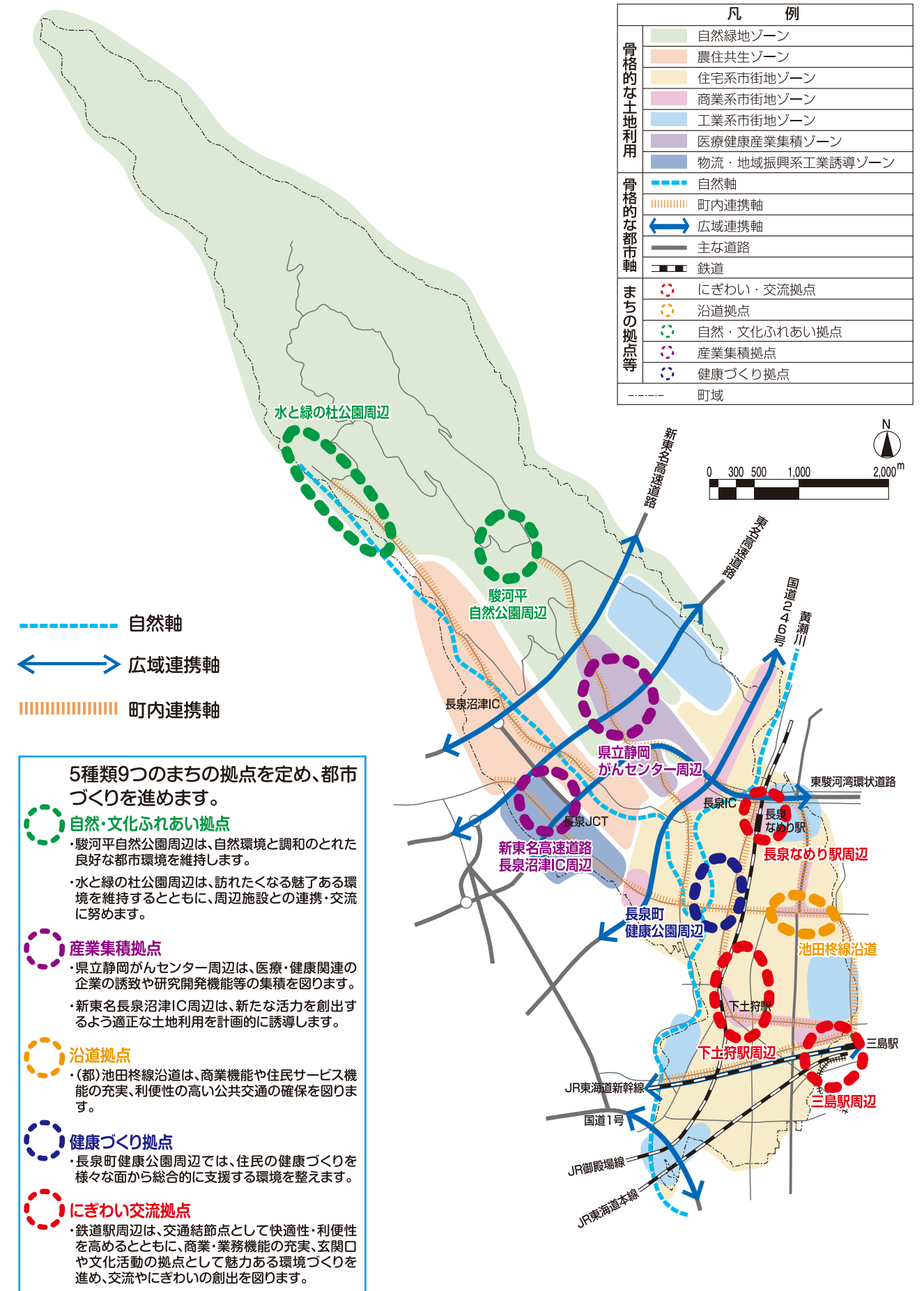
医療健康産業集積ゾーン

ファルマバレープロジェクトの中核的地域として、医療・健康関連の企業の誘致や研究開発機能、人材育成機能等の集積を図ります。

物流・地域振興系工業誘導ゾーン

周辺の自然的土地利用との調整を図りつつ、交通利便性を活かした新たな活力創出の拠点となるよう物流関連事業所や地域振興に寄与する事業所等を計画的に誘導します。

(2) 土地利用構想図



本町を取り巻く時代の潮流

1. 少子高齢化・人口減少の進展

少子高齢化と人口減少が進展し、社会保障費の増加や労働力不足が現実のものとなってきており、こうした危機に対処するため、現在の社会構造を見直し、全ての人が包摂され、安心感と将来への確かな見通しが持てる社会を目指し、働き方改革等の環境整備に取り組んでいます。

また、地方自治体においても、財政支出のスリム化を目指すだけでなく、社会参加の意欲のある方が能力を發揮できるような環境づくりをしていくことが求められています。

2. 人生100年時代の到来

高齢化・長寿化がさらに進み、「人生100年時代」を迎えることが予測されています。その中で「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生※1を送ることを前提とした人生設計が必要です。長い人生を通して活躍し続け、張り合いのある暮らしを送ることのできる社会環境の整備に加え、健康寿命の延伸を推進していくことが求められています。

3. ライフスタイル・価値観の多様化

情報化が進展し、誰でも気軽に多様な考え方・生き方に触れられる社会となった結果、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。少子高齢化による家族形態の変化や労働力不足に対応し、全ての人が幸福を追求できる環境をつくるためには、一人ひとりの価値観を尊重し、ライフスタイルに応じた働き方・暮らし方を選択できる社会の実現が求められています。

4. 地域ぐるみ・社会総がかりの子育て

グローバル化や技術革新によるSociety 5.0※2の到来により、現在の子どもたちが主役となって生きていく社会は、現在とは大きく変容していることが予想されています。そのような激動の時代にあっても自らの手で未来を切り拓く「生きる力」を育む教育が、いま求められています。

また、全ての人が等しく教育を受け、成長できる環境を実現するには、いじめや不登校、子どもの貧困問題なども解決していかなければなりません。こうした課題に取り組むために、学校教育の充実はもちろんのこと、家庭や地域と連携・協働した社会総がかりでの教育環境の構築が求められています。

※1 マルチステージの人生 「教育→仕事→引退」という3ステージからマルチステージへ移行し、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むこと。

※2 Society 5.0 AI・IoT等の革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもの。

5. 地域コミュニティの再生・活性化

地域コミュニティは、地域への誇りと愛着の醸成、災害対応力の向上など、多様な意義や価値を有しているだけでなく、地域の合意形成を図る上でも有用と考えられ、引き続き、その維持・強化が必要です。

このため、地域コミュニティづくりを推進する各種施策の展開に加え、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の活動を支援することが求められています。

あわせて、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指すことが求められています。

6. コンパクトなまちへの転換

少子高齢化と人口減少の進展、首都圏への人口一極集中を受け、地域の活力が低下する中、快適で豊かな生活の維持をテーマとしたまちづくりが模索されています。このような状況の中、地方都市では、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする町民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできる環境づくりなど、都市の状況に合わせたコンパクトなまちへの再編を推進していく必要があります。

7. 大災害に強いまちづくり

平成23(2011)年の東日本大震災、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震に加え、毎年のように大型の台風や局地的豪雨による過去に経験のないような風水害・土砂災害等を経験し、町民の防災・減災意識が一層高まっています。特に静岡県では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生が懸念されており、災害に強いまちづくりが不可欠な状況が続いています。

また、近年の大災害において、地域コミュニティによる助け合いや正確な情報周知、命を守る行動の重要性が再認識されたことも受け、より一層自助・共助といった観点での災害対策を推進することが求められています。

8. 地方創生の推進

今後も進む少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、地域として存続可能な世代比率を維持していくことが、地方における命題となっています。地方自治体では地方創生のための取り組みとして、移住・定住を促進するための施策を推進しており、町民が誇りと愛着を持てるまちを実現し、地域の魅力を積極的に内外に対し発信していくことが求められます。

9. SDGsの推進

平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12(2030)年までの国際開発目標として、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。我が国でも平成28(2016)年に「持続可能な開発目標実施指針」が決定され、8つの優先課題と具体的施策が掲げられており、地方自治体においても持続可能なまちづくりの推進が求められています。

10. 人口減少時代における効率的な自治体行政

高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年頃までに、地方自治体行政が機能不全に陥ることが予測される中、持続可能な行財政運営基盤の更なる強化が求められており、無駄のない行政資源の活用、AI等のデジタル技術の活用による効率的、効果的な行政サービスの提供が求められています。

11. 新型コロナウイルス感染症の下での新たな日常の実現

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う甚大な影響は、国内外の政治経済の秩序のみならず、人々の生命や生活、さらには行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつあります。今回の感染症の拡大等により社会の先行きが不透明な状況であり、現時点で将来の確実な見通しを持つことは困難であるものの、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服し、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指す必要があります。

具体的には、新たな日常の構築の原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進し、豊かで暮らしやすい魅力的な地方を実現するとともに、町民が安全・安心を実感できる地域社会づくりを進めることが求められています。

12. スマート自治体の実現

人口減少が深刻化する中においても、自治体が持続可能な体制で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持することが求められている一方で、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症拡大によって国や地方自治体のICT化の遅れが浮き彫りにされました。

そのため、地方自治体の業務を根本的に見直し、デジタル化やデジタルトランスフォーメーション(DX)^{※1}を推進し、職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力することや社会的距離の確保を実現することが求められています。

※1 デジタルトランスフォーメーション(DX) デジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること。